

○国土交通省告示第七百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十六年六月二十四日

国土交通大臣 石原 伸晃

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道55号改築工事（日和佐道路・徳島県海部郡由岐町田井字南尻地内から同県同郡同町木岐字本村地内まで及び同県同郡日和佐町北河内字本村地内）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県海部郡由岐町田井字南尻、字原田、字久保、字平間、字白鳥及び字小川並びに木岐字小川、字喜多地及び字本村地内
同県同郡日和佐町北河内字本村地内
- 2 使用の部分 徳島県海部郡由岐町田井字久保、字白鳥及び字小川並びに木岐字小川、字喜多地及び字本村地内
同県同郡日和佐町北河内字本村地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、徳島県阿南市福井町字小野地内から同県海部郡日和佐町北河内字本村地内までの延長約9.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道55号改築工事（日和佐道路）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、用地取得のスケジュールに大きな差がある部分及び既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされている。また、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規

定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、現道の一般国道55号のうち、徳島県阿南市から同県海部郡日和佐町の区間（以下「現道」という。）において、山地部に設定された通行規制区間における交通状況を早急に改善し、安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的とし、阿南安芸自動車道の一部として四国東南部の地域連携ネットワークの形成に資する、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路をバイパス方式で整備する事業である。

一般国道55号は、徳島県徳島市から小松島市、阿南市及び海部郡並びに高知県安芸郡、室戸市、安芸市、香美郡及び南国市を通過し、高知市に至る四国南東部の太平洋沿岸に存する主要都市を結ぶ幹線道路である。

しかるに現道は、阿南市と海部郡日和佐町を結ぶ唯一の幹線道路であるところ、谷間の険しい斜面沿いを蛇行しながら通過し、台風等の異常気象時には落石等のおそれがあることから、徳島県内の一般国道55号では唯一事前に通行止めを行う異常気象時通行規制区間が設定されており、平成10年以降5回の通行規制が実施され、平成12年9月には32時間以上の通行止めが行われている。また、現道は、2車線道路で線形が悪く、道路構造令に定める最小曲線半径を満足していない箇所が22箇所ある。このため、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

一方、阿南安芸自動車道は、高速自動車国道等の整備計画がない四国東南部において、阿南市と安芸市を結ぶ延長約110kmの自動車専用道路として計画されている。日和佐道路はこの一部として将来四国横断自動車道と連絡し高速交通ネットワークを形成することにより、阿南市、日和佐町と他地域との活発な交流に資することが期待されている。また、「全国総合開発計画」（平成10年3月閣議決定）及び「四国地方開発促進計画（第5次）」（平成11年3月閣議決定）においても、阿南安芸自動車道は、このような事業効果を発揮する道路として位置付けられている。

本件事業の完成により、通行規制の影響を受けない線形の良いバイパス道路が整備されることから、本件区間における安全かつ円滑な交通の確保が図られるものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業については、現行の環境影響評価法等に定める環境影響評価の実施を義務づけられていないが、起業者は、平成7年4月の事業化後、「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭和60年4月建設事務次官通知）に基づき環境影響評価を行っており、結果は全ての項目において環境基準等を満足している。

また、本件区間内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しなかったが、徳島県が精密分析調査を行ったところ、3箇所について試掘調査が必要であるとの結果であった。起業者は、徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）代替案の検討について

本件区間におけるルートについては、日和佐町から阿南市までの現道東側の山地部を主にトンネルで通過する山地部通過案、由岐町経由案（申請案）の2案について検討が行われている。

申請案は、山地部通過案と比べ、由岐町にインターチェンジを設置することによる地域への開発効果が見込まれること、事業費が抑えられ経済性に優れることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、より合理的であると認められる。

（４）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

また、（３）で述べたように、本件事業のルートは、代替案と比較して合理的なものであることが認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

（１）事業を早期に施行する必要性

現道は、3（１）で述べたように、山地部に異常気象時通行規制区間が設定されており、できるだけ早期に供用し、安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、徳島県海部郡町村会及び徳島県海部郡町村議会議長会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 海部郡由岐町役場及び同郡日和佐町役場